京都市公共工事競争入札有資格者格付要領

制定　平成１４年５月３１日

改正　平成１６年５月２６日，平成１８年５月３０日，平成１９年５月３１日，平成２０年５月３０日，平成２１年３月２７日，平成２１年６月１日，平成２２年５月２５日，平成２３年５月１８日，平成２４年５月２２日，平成２６年８月２０日，平成２７年５月１日，平成２７年９月１７日，平成２８年５月２０日，平成２９年３月２７日，平成２９年９月６日，平成３０年３月２３日，平成３０年１１月５日，平成３１年３月２７日

（趣旨）

第１条　この要領は，京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第３条の規定による格付（予定価格に対応した等級に区分することをいう。以下同じ。）について必要な事項を定めるものとする。

（格付をする工事種別）

第２条　格付は，次に掲げる工事種別（以下「格付対象工事種別」という。）ごとに行うものとする。

⑴　土木工事

⑵　建築工事

⑶　電気工事

⑷　管工事

⑸　舗装工事

⑹　造園工事

⑺　解体工事

（格付の種別数）

第３条　格付は，一の格付対象者につき一の格付対象工事種別の格付をするものとする。

２　前項の規定にかかわらず，土木工事及び建築工事については，一の格付対象者につき双方の工事種別について格付をすること（以下「２種目格付」という。）ができる。

（格付の対象者）

第４条　格付は，次の各号の要件のいずれにも該当することとなった日の属する年度の４月１日から格付をしようとする期間の前日までの期間が２年以上となる者（２年の間に当該各号の要件のいずれかに該当しなくなった場合であっても，該当しなくなった要件について，当該年度中に再度該当することとなったときは，当該要件に該当している者とみなす。以下「格付対象者」という。）について行うものとする。ただし，格付をする必要又は効果が少ないと認められるときは，格付をしないことがある。

⑴　京都市契約事務規則第４条第２項又は第２２条第２項に規定する指名競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）において，格付しようとする工事種別（２種目格付をしようとする場合にあっては，土木工事又は建築工事のいずれかの工事種別）に登載されていること。

⑵　京都市公契約基本条例第２条第１項第３号に規定する市内中小企業であること。

⑶　第２条第４号については，本市の指定給水装置工事事業者（京都市水道事業条例第３条第３項に規定する指定給水装置工事事業者をいう。）及び本市の指定下水道工事業者（京

都市公共下水道事業条例第５条第２項に規定する指定下水道工事業者をいう。）であること。

（格付の方法）

第５条　格付は，次の各号に定めるところにより行う。

⑴　格付対象工事種別ごとに，格付対象者に，要綱第３条第１号に規定する経営事項（以下「経営事項」という。）及び同条第２号に規定する本市評価事項（以下「本市評価事項」という。）について次条に定めるところにより算定する総合点数を付与する。

⑵　格付対象工事種別ごとに，総合点数の高い順（同点の場合は，本市における１件最高施工額の順）に，格付対象者を要綱別表１に定める等級に格付をする。

２　前項第２号の規定にかかわらず，格付対象者が次の各号に掲げる条件を満たさないときは，当該各号で定める等級以上の等級に格付をしない。

⑴　格付対象工事種別に応じ次の表で定める等級の格付対象者は，建設業法第３条第６項に規定する特定建設業の許可（次表において「許可」という。）を受けていること

格付対象工事種別	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事
許可の必要な等級	Ｃ等級以上		Ｂ等級以上			Ａ等級以上

⑵　格付対象者の建設業法第２６条第２項に規定する監理技術者の数が，格付対象工事種別に応じ等級ごとに次の表で定める数に達していること

格付対象工事種別	Ａ等級	Ｂ等級	Ｃ等級
土木工事	５名	２名	１名
建築工事	５名	２名	１名
電気工事	２名	１名	
管工事	２名	１名	
舗装工事	２名	１名	
造園工事	２名		

（総合点数の算定方法）

第６条　総合点数は，新たに格付する年度の前年度の１０月３１日（以下「判定基準日」という。）時点における，経営事項について算定した点数及び本市評価事項について算定した点数の合計点数とする。

２　経営事項の点数は，格付対象工事種別に応じた工事の種類に係る建設業法第２７条の２３第１項の規定による経営に関する客観的事項の審査（判定基準日の１年７月前の日の直後の営業年度終了の日以降において審査を受けたものに限る。以下「経営事項審査」という。）を受け，国土交通大臣又は都道府県知事から建設業法第２７条の２９第１項の規定により通知を受けた総合評定値とする。

３　本市評価事項の点数は，第１号から第３号まで及び第５号に定めるところにより算定された点数の合計点数から第４号に定めるところにより算定された点数を減じた点数とする。

⑴　要綱第３条第２号アに規定する平均工事成績に対する点数は，平均工事成績から６０点を減じて得られる数に５を乗じた数とする。ただし，平均工事成績が６０点以下の場合の点数は０点とする。

⑵　要綱第３条第２号イに規定する本市１件最高施工額に対する点数は，次の表により算定するものとする。

１件最高施工額	点　数

５億円以上	２００
４億円以上５億円未満	１８５
３億円以上４億円未満	１７０
２億円以上３億円未満	１５５
１億円以上２億円未満	１４０
９，０００万円以上１億円未満	１３０
８，０００万円以上９，０００万円未満	１２０
７，０００万円以上８，０００万円未満	１１０
６，０００万円以上７，０００万円未満	１００
５，０００万円以上６，０００万円未満	９０
４，０００万円以上５，０００万円未満	８０
３，０００万円以上４，０００万円未満	７０
２，０００万円以上３，０００万円未満	６０
１，０００万円以上２，０００万円未満	５０
９００万円以上１，０００万円未満	４５
８００万円以上９００万円未満	４０
７００万円以上８００万円未満	３５
６００万円以上７００万円未満	３０
５００万円以上６００万円未満	２５
４００万円以上５００万円未満	２０
３００万円以上４００万円未満	１５
２００万円以上３００万円未満	１０
１００万円以上２００万円未満	５
１００万円未満	０

⑶　要綱第３条第２号ウに規定する継続年数に対する点数は，次の表により算定するものとする。

継続年数	点　数
５１年以上	５０
４１年以上５１年未満	４０
３１年以上４１年未満	３０
２６年以上３１年未満	２５
２１年以上２６年未満	２０
１６年以上２１年未満	１５
１１年以上１６年未満	１０
６年以上１１年未満	５
４年以上６年未満	３
４年未満	０

⑷　要綱第３条第２号エに規定する参加停止期間に対する点数は，停止期間１月（停止期間に１月未満の日数が発生した場合あっては，当該日数を１月とみなす。）について１０点とする。ただし，３６０点を限度とする。

⑸　要綱第３条第２号オに規定する市長が必要と認める事項とその点数は，次の表のとおりとする。

事　　項	点　数
公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互承認している認定機関に認定されている審査登録機関によりＩＳＯ９０００シリーズの認証を取得している者	１０
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第２条第１項第４号に規定する組合であって，官公需適格組合として中小企業庁の官公需適	１０

格組合証明基準に適合していることの証明を受けた組合	
特定非営利活動法人ＫＥＳ環境機構又は同機構と相互認証をしている団体によるＫＥＳ・環境マネジメントシステム・スタンダードの認証を取得している者又は公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互承認している認定機関に認定されている審査登録機関によりＩＳＯ１４０００シリーズの認証を取得している者	１０
「障害者の雇用の促進等に関する法律」第４３条に規定する障害者雇用率を達成している者	１０
本市又は京都府と災害発生時における応急協定を締結している団体に加入している者	１０（本市との協定）又は５（京都府との協定）
「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定及び届出を行っている者	5
格付対象工事種別に応じた次のいずれかの国家資格を有する女性の技術者を雇用している者 ア　建設業法第２７条第１項の規定による技能検定に合格した者 イ　建設業法第２７条の１８第１項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者 ウ　建築士法第４条第１項の規定による一級建築士若しくは同条第２項の規定による二級建築士又は木造建築士（建築工事に限る。）	5
「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第１４条第１項に規定する責任者を選任し，当該責任者に同条第２項に規定する講習を受講させている者	１０
京都市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づき京都市消防団協力事業所に認定された者	１０

（２種目格付をするときの総合点数の計算方法等）

第７条　２種目格付（格付対象者について，格付しようとする期間の初日の前日（以下「旧格付判定日」という。）において，既に土木工事又は建築工事のいずれか一方の工事種別に格付をしている場合に限る。以下この条において同じ。）において新たに格付をしようとする工事種別（以下「追加格付種別」という。）について第６条に規定する総合点数の計算を行おうとするときは，同条第３項第１号に規定する平均工事成績及び同項第２号に規定する本市１件最高施工額に対する点数は，同条第１項に規定する総合点数に加えないものとする。

（最初の格付の等級）

第８条　最初に格付を受ける場合の格付の等級（土木工事又は建築工事のいずれか一方に格付をしていた者が追加で格付を受けようとする場合にあっては，追加の対象となる格付の等級）は，格付しようとする格付対象工事種別ごとに要綱別表１において定める等級のうち最も低い予定価格の範囲に係る等級とする。

（格付の見直し）

第９条　格付は，１年ごとに見直す。

２　等級の区分（以下「等級区分」という。）は，格付対象工事種別ごとに，直前２年間の等級区分に対応した発注率の分布状況により，変更することがある。

３　見直し後の格付（以下「新格付」という。）において，見直し前の格付（以下「旧格付」という。）よりも上位又は下位の等級に格付をする場合は，１等級に限り直近上位又は直近下位に格付をする。ただし，第５条第２項に規定する条件を満たさないため下位に格付をする場合及び第６条第３項第４号の規定により算定した点数を減じることによって下位に格付をする場合を除く。

４　前項本文の場合において，第２項の規定により等級区分を変更するときは，旧格付の等級に相当する新格付の等級の直近上位又は直近下位に格付をする。

５　新格付の判定基準日から判定基準日の翌月の６年７月前の初日までの間において，旧格付の等級以上の等級に属する者を対象として行われた競争入札により契約（仮契約を除く。）した実績がないときは，新格付において上位の等級に格付をしない。

６　新格付の全ての有効期間に参加停止措置を受けている場合その他の新格付において上位の等級に格付をする必要又は効果が少ないと認められるときは，当該上位の等級に格付をしないことがある。

（格付の申請）

第１０条　第３条の規定により格付をするとき，又は第９条第１項の規定により格付を見直すときは，格付対象者は，市長が定める期日までに，必要な書類を添えて格付の申請を行わなければならないものとする。

２　第３条第２項の規定による２種目格付を受けようとする者は，前項の規定による申請において，その旨明らかにしなければならない。

（格付の審査）

第１１条　市長は，前条の規定による申請を受けたときは，申請の内容について審査し，その者について第５条から第９条までに規定する方法により総合点数を算定し，格付をするものとする。

（格付の有効期間）

第１２条　格付の有効期間は，当該格付を決定した日が属する月の翌月の１日から次の格付の有効期間開始日の前日までとする。

（格付の公表）

第１３条　この要領により審査のうえ決定した格付については，本人に等級及び総合点数を通知するとともに，競争入札有資格者名簿に等級を記載し，行財政局財政部契約課において閲覧により公表するものとする。

２　公表の期間は，格付の有効期間とする。

（苦情の申出）

第１４条　前条第１項の規定により等級及び総合点数の通知を受けた者は，その通知を受けた日から起算して１４日（京都市の休日を定める条例第１条第１項に規定する本市の休日を含む。）以内に，市長に対し，文書により当該等級又は総合点数の内容について説明を求めることができる。ただし，この要領に定める算定方法その他の基準自体に不服があることを根拠に説明を請求することはできないものとする。

２　前項の文書には，請求者の氏名及び住所（法人にあっては，名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地），請求の対象となる請求者の等級又は総合点数，不服のある事項並びに不服の根拠となる事項を記載しなければならない。

（苦情の申出の却下）

第１５条　市長は，苦情の申出の期間の徒過その他客観的かつ明白に申出の適格を欠くと認められるときは，その申出を却下することがある。

（苦情の申出に対する回答）

第１６条　前条の規定により苦情の申出を却下する場合を除き，市長は，苦情の申出があったときは，速やかに，文書により回答するものとする。

（協議による解決）

第１７条　等級又は総合点数に不服がある者は，直ちに前３条に定める手続によらざるを得ないと認められるときを除き，まず，行財政局財政部契約課の職員（以下「職員」という。）に対し，説明を求め，協議による解決が図られるよう努めなければならない。

２　前項の規定により説明を求めた者は，第１４条第１項本文に定める苦情の申出の期間を経過してもなお協議による解決が図られないおそれがあると認めるときは，当該期間を経過するまでに，当該苦情の申出の手続を行うものとする。

３　職員は，第１項の規定により説明を求められたときは，適切に説明し，協議による解決が図られるよう努めなければならない。

４　第１項及び前項の規定の運用に当たっては，前３条に定める手続の行使を不当に制限しないように留意しなければならない。

附　則（平成１４年５月３１日制定）

（実施日）

１　この要領は，決定の日から実施する。

（適用区分）

２　この要領は，平成１４年度以後に行う格付について適用する。

附　則（平成１６年５月２６日決定）

この要領は，決定の日から実施する。

附　則（平成１８年５月３０日決定）

（施行期日）

１　この要領は，平成１８年６月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要領による改正後の京都市公共工事指名競争入札有資格者格付要領（以下「改正後要領」という。）の規定は，この要領の施行の日以後に行われる格付について適用する。

３　改正後要領第３条の規定は，この要領の施行の日前に２以上の格付対象工事種別の格付をしている者については適用しない。

附　則（平成１９年５月３１日決定）

（施行期日）

１　この要領は，平成１９年６月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要領による改正後の京都市公共工事競争入札有資格者格付要領の規定は，平成１９年度以降に行う格付について適用する。

附　則（平成２０年５月３０日決定）

（施行期日）

１　この要領は，平成２０年６月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要領による改正後の京都市公共工事競争入札有資格者格付要領の規定は，平成２０年度以降に行う格付について適用する。

附　則（平成２１年３月２７日決定）

この要領は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年６月１日決定）

（施行期日）

１　この要領は，平成２１年６月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要領による改正後の京都市公共工事競争入札有資格者格付要領の規定は，平成２１年度以降に行う格付について適用する。

附　則（平成２２年５月２５日決定）

（施行期日）

１　この要領は，平成２２年６月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要領による改正後の京都市公共工事競争入札有資格者格付要領の規定は，平成２２年度以降に行う格付について適用する。

附　則（平成２３年５月１８日決定）

（施行期日）

１　この要領は，平成２３年６月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要領による改正後の京都市公共工事競争入札有資格者格付要領の規定は，平成２３年度以降に行う格付について適用する。

附　則（平成２４年５月２２日決定）

（施行期日）

１　この要領は，平成２４年６月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要領による改正後の京都市公共工事競争入札有資格者格付要領の規定は，平成２４年度以降に行う格付について適用する。

附　則（平成２６年８月２０日決定）

この要領は，決定の日から施行する。

附　則（平成２７年５月１日決定）

この要領は，決定の日から施行する。

附　則（平成２７年９月１７日決定）

この要領は，決定の日から施行する。

附　則（平成２８年５月２０日決定）

この要領は，決定の日から施行する。

附　則（平成２９年３月２７日決定）

（施行期日）

１　この要領は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年９月６日決定）

（施行期日）

１　この要領は，決定の日から施行する。

（適用区分）

２　この要領による改正後の京都市公共工事競争入札有資格者格付要領の規定は，平成３０年度以降に有効となる格付について適用する。

附　則（平成３０年３月２３日決定）

（施行期日）

１　この要領は，平成３０年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要領による改正後の京都市公共工事競争入札有資格者格付要領の規定は，平成３０年度以降に有効となる格付について適用する。

附　則（平成３０年１１月５日決定）

（施行期日）

１　この要領は，決定の日から施行する。

（適用区分）

２　この要領による改正後の京都市公共工事競争入札有資格者格付要領の規定は，平成３１年度以降に有効となる格付について適用する。

附　則（平成３１年３月２７日決定）

（施行期日）

１　この要領は，決定の日から施行する。

（適用区分）

２　この要領による改正後の京都市公共工事競争入札有資格者格付要領の規定は，平成３１年度以降に有効となる格付について適用する。